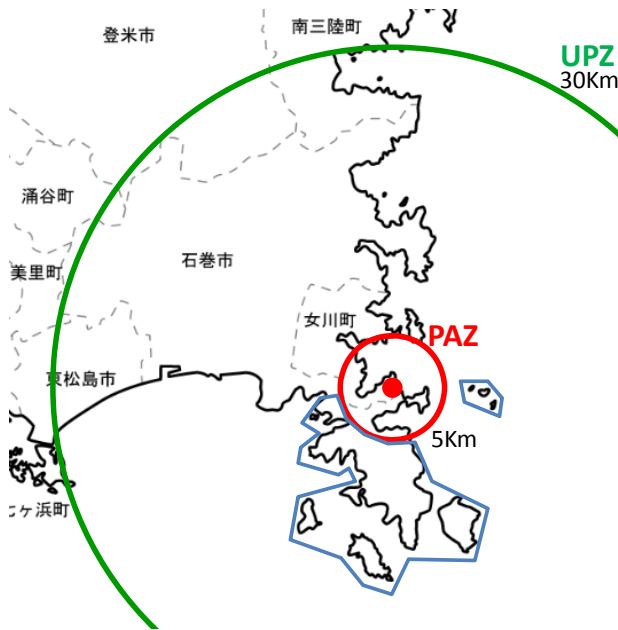


- 女川町、石巻市は避難計画で離島、半島（PAZ内を除く）を、PAZと同様の防護措置をとる「PAZに準じた防護対策を実施する区域」と位置づけている。
- 当該地域は、地理的特徴や東日本大震災の被災実績も踏まえ、防護措置の具体化、充実化を諮る必要がある。


 東日本大震災における半島部の道路被災状況  
 （石巻市提供資料）


※人口 女川町 PAZ:714人、PAZに準じた区域: 57人(平成28年10月31日 出典:女川町広域避難計画)  
 石巻市 PAZ:634人、PAZに準じた区域:2,625人(平成28年10月31日 出典:石巻市広域避難計画)

1

## 離島、半島の防護措置（市町避難計画の避難の考え方）

- 女川町、石巻市は避難計画において、陸路避難ができない場合を想定し、海路、空路の避難方法も記載している。



避難計画における離島、半島の避難の考え方(原子力災害時における石巻市広域避難計画)

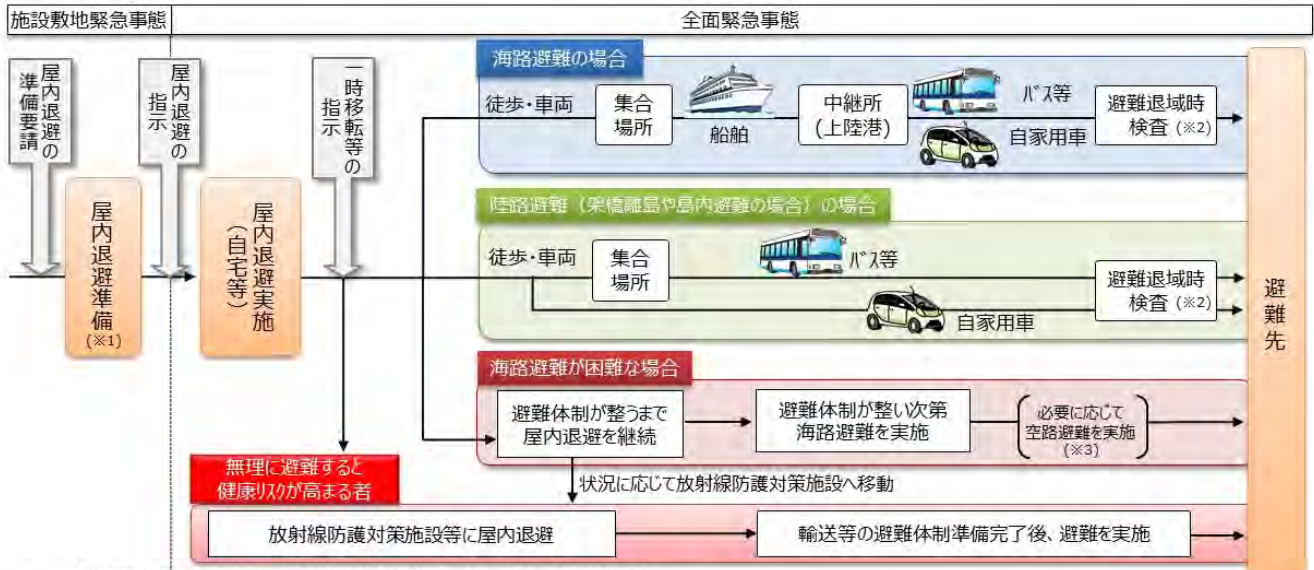
他地域の事例を参考に、避難計画の具体化を進める。

2

# 離島の防護対策の検討（玄海地域を例に検討）

万が一に備え、放射線防護対策施設等への屋内退避も想定するなど、具体的な防護措置を検討。

## 玄海地域の緊急時対応における離島部の避難フロー



※1 屋内退避の準備は、集合場所の開設、放射線防護対策施設の立上げ等を実施  
 ※2 避難退域時検査場所は、原子力災害対策重点区域の境界周辺から避難所までの避難経路上に設置  
 ※3 空路避難は、各離島における「ハブポート」（ハブ離着陸場として指定されているハブポートや空港等）、「臨時ハブポート」（各県地域防災計画等で「離着陸適地」などとして記載されているグラウンド等）、「防災離着陸候補地」（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めりの離着陸が可能とされた場所等）を活用  
 ※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

# 離島の防護対策の検討（今後検討すべき事項）

- 船舶避難をする場合の受入れ港の明確化（定期航路以外の代替港検討）
- 船舶、ヘリ等の避難手段の確保（関係機関との協定）
- 屋内退避施設（放射線防護対策施設含む）の確保、備蓄資機材の整備

## 玄海地域の緊急時対応における離島部の防護措置の具体化



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請。

# 半島の防護対策の検討（伊方地域を例に検討）

- 発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

## 【状況の確認】 伊方地域の緊急時対応における半島部のケース分け

- ①警戒事態：愛媛県<sup>いかりちよ</sup>及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

## 【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
放射性物質放出のリスクが高まった場合		屋内退避	ケース4

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

# 半島の防護対策の検討（今後検討すべき事項）

- ・想定される状況の具体化
- ・各ケースでの避難手段の確保（バス、船舶、ヘリ等について、関係機関との協定締結）
- ・船舶避難をする場合の受入れ港の明確化（定期航路以外の代替港検討）
- ・屋内退避施設（放射線防護対策施設含む）の確保、備蓄資機材の整備

## 伊方地域の緊急時対応における半島部の防護措置の具体化

